

# 介護老人保健施設サービス重要事項説明書

(令和 7年 4月 1日)

## 1. 施設の概要

### (ア) 施設の名称など

- 法人名……医療法人 幸会
- 代表者名……理事長 岡田 太郎
- 施設名……医療法人 幸会 老人保健施設 みず里
- 開設年月日／…平成1年3月31日
- 所在地……名古屋市中川区水里1丁目23番地
- 電話番号……052-302-3600
- FAX番号……052-302-5561
- 管理者名……施設長 石原 智嘉
- 介護保険指定番号・介護老人保健施設(2351080003号)

### (イ) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、そのほか必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営む事ができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(老人保健施設みず里の運営方針)

「医学的・身体的・精神的・社会的及び生きる喜びや意欲によって構成されるQOLの向上を図り、さらに社会資源との連携のもと、不安なく自立した在宅生活へのスムーズな移行を重視した運営を行う。」

- 利用者及びその家族のQOLを高める。
- 質のよいケアと多様なアクティビティの提供を行う。
- ケアマネジメントの実施。
- 地域のネットワークづくりの構築。

### (ウ) 施設の職員体制

職 種	員 数	夜 間	業 務 内 容
管理者(施設長)	1		業務を統括し、職員を指揮監督する。
医 師	2 以上		利用者の健康管理及び適切な医療処置を行う。
薬剤師	1 以上		調剤業務及び薬剤管理
看護職員(入所)	17 以上	2	利用者の健康管理及び看護業務を行う。
介護職員(入所)	44 以上	6	利用者の日常生活全般にわたり介護業務を行う。
支援相談員	2 以上	1	利用者・ご家族の相談業務を行うとともに市町村との連携を図る。
理学療法士	2 以上		医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
作業療法士	2 以上		
言語聴覚士	1 以上		
管理栄養士	2 以上		利用者の栄養管理及び栄養状態の管理を行う。
介護支援専門員	2 以上		施設サービス計画の作成及び管理を行う。
事務職員	2 以上		施設の事務業務及び請求事務を行う。

### (エ) 入所定員など

- 定員 …… 181名、療養室 …… 個室:24室、特室:1室、2人室:6室、4人室:36室

### (オ) 通所定員

- 定員 …… 50名

## 2. サービス内容

### (ア) 医療

医師により、診療が必要と認める疾病または負傷に対して、的確な診断を基とし妥当適切に行ないます。また、入所者の症状からみて当施設において自ら必要な医療を提供することが困難と認められた時は、協力医療機関などに診察を依頼します。

### (イ) 機能訓練

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による利用者に適した機能訓練を行い、心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活が自立できるようリハビリテーションを行います。

### (ウ) 食事

管理栄養士が立てる献立表により、栄養、身体の状態、症状、嗜好を考慮した食事を提供します。

食事はできるだけ離床して、食堂でお摂りいただきます。

朝食 7:30分～ 8:30分

昼食 12:00分～13:00分

おやつ 15:00分～15:30分

夕食 18:00分～19:00分

### (エ) 入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には機械浴で対応します。利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

### (オ) 排泄

入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄自立に向けても適切な援助を行います。

### (カ) 離床、着替え、整容など

- 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮いたします。
- 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮いたします。
- 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
- シーツ交換は、週に1回実施いたします。

### (キ) 相談援助サービス

当施設は、利用者及びその家族からの相談について誠意をもって応じ、 possible の限り必要な援助を行うよう努めます。

### (ク) アクティビティの提供

当施設では、QOL向上を図る為に必要な教養娯楽設備などを整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、アクティビティや行事を企画します。

### (ケ) 特別な療養室

利用者の希望により、個室などが利用できます。

### (コ) 理美容サービス

理容・美容のサービスをご利用いただけます。

### (サ) 通常の送迎実施地域

通常の送迎実施地域は、名古屋市市中川区、港区、中村区、海部郡大治町、蟹江町とする。

※ これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に料金をいただくものもありますので、ご相談ください。

## 3. 協力医療機関など

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合などには、速やかに対応をお願いするようにしています。

- 協力医療機関
  - 名称 医療法人幸会 南陽病院 (Tel.052-303-3181)  
住所 名古屋市港区小賀須3丁目1101番地
  - 名称 医療法人幸会 岡田整形外科内科 (Tel.052-652-5251)  
住所 名古屋市港区名四町185番地

- 協力歯科医療機関
  - 名称 ケン歯科クリニック (TEL 052-303-3680)
  - 住所 名古屋市中川区戸田 5-816

#### 4. 施設ご利用の際に留意いただく事項

##### (ア) 医療機関への受診について

老人保健施設入所中は、医療機関への受診についての制限が法律に定められています。もし、受診が必要な場合は、必ず事前に当施設スタッフにご相談ください。特に外出時や外泊時に、間違ってお受診することが多いようです。また、お薬だけならよいだろうと取りに行かれることも同様に制限があります。

- a. 尚、老人保健施設のシステムを医療機関の関係者が、ご存知ない場合があります。つきましては、当施設よりお電話にてご説明させていただいておりますので、医療機関名と電話番号をお知らせ下さい。
- b. 保険適応を受けられるものは、初診料、再診料、抗悪性腫瘍剤、画像診断料、放射線治療のみです。
- c. 歯科に限り保険の適応が受けられます。
- d. 薬をもらうことはできませんので、ご注意ください。

##### (イ) 面会について

面会時は必ず面会簿にご記入ください。面会時間は午後9時までとなっています。

##### (ウ) 外出・外泊について

外出・外泊を希望される場合は届出が必要です。事前にご連絡ください。外出・外泊許可書をサービスステーションにてお受け取りください。但し、ご本人の体調が悪い場合は、外出、外泊をお断りすることがありますので、職員の指示に従ってください。(外泊時のオムツは、最高3日分をお渡しいたします。)

##### (エ) 喫煙について

施設内及び敷地内禁煙となります。

##### (オ) 洗濯について

洗濯物をご家族の方が持ち帰っていただくか、施設内のコインランドリーを利用し洗濯をしていただくようお願いいたします。ご家族がいらっしゃる方などやむを得ない場合はサービスステーションか支援相談員までご相談ください。

##### (カ) 貴重品について

多額の現金や通帳及び高価な品物は、所持しないようお願いいたします。

また、施設内での利用者間での貸し借りはトラブルのもととなりますので、絶対しないようお願いいたします。

##### (キ) ハラスメント対策について

当施設では、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けられるようハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等）防止に向けて、「カスタマーハラスメントに対する行動指針」に基づき、必要な措置を講じるものとします。

- (1) 当施設内において行われる優越的な関係を背景とした言動等の下記の行為を禁止します。
  - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす行為
  - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
  - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等や性的ないやがらせ行為
  - ④ ご利用者やその家族等の関係者の非協力的（長時間の対応での業務に支障・威圧的な態度、言葉・要求を長時間何度も繰り返す）など、双方の信頼関係を損壊する行為に改善が見込めない場合や、社会通念を超えたと思われる苦情
- (2) 利用者及び利用者のご家族その他の関係者により当施設職員へのハラスメントが行われたと判断される場合には、サービスの中断や契約の解除をします。

##### (ク) 病院受診時のご家族の送迎について

当施設は、できる限り施設内の医師が診察いたしますが、どうしても専門医の診断が必要なときは、病院受診を行ないます。その際には原則としてご家族様の送迎もしくは介護タクシーのご利用をお願いいたします。（緊急時や初回受診など看護師同行が必要場合は含みません。）なお、介護タクシーの予約についてご不明な点などございましたら、支援相談員にお尋ねください。

##### (ケ) 身体的拘束その他の行動制限

- (1) 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、

その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

- (2) 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。
- i 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。
  - ii 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
  - iii 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。
- (コ) 高齢者虐待防止に関する事項
- 利用者の人権擁護・虐待の発生を防止するため、以下について必要な措置を講じます。
- (1) 虐待防止のための委員会の定期的な開催とその結果についての職員への周知を図ります。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備します。
  - (3) 職員に対してのハラスメント等ストレス対策を含む虐待防止のための定期的な研修を行います。
- (サ) 業務継続計画（BCP）の策定等
- 感染症や非常災害時において早期の業務再開を図るため、以下について必要な措置を講じます。
- (1) 業務継続計画の策定と職員への周知を図ります。
  - (2) 定期的な研修及び訓練を実施します。
  - (3) 定期的な業務継続計画の見直しと必要に応じた変更を行います。
- (シ) 録音機器等の使用について
- 施設サービス中の録音機器等での撮影、録音を希望される場合は、サービスステーション又は事務所まで事前にお申し出下さい。なお、録音、録画した音声、映像の公開は固くお断りさせていただきます。
- (ス) ペットの同伴について
- 当施設では、ペットの出入りについては、1階玄関風除室までとさせていただきますので、ご了承下さい。

## 5. 非常災害対策

別途定める「老人保健施設みず里消防計画」に基づき対応を行っています。

- (ア) 防災設備           スプリングクラー、避難滑り台、消防署自動通報設備  
                          非常放送設備、誘導灯、消火器、非常用電源など設備。
- (イ) 防災訓練           「消防計画」に基づき、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施しています。

## 6. 禁止事項

施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」などは禁止します。

## 7. 要望及び苦情などの相談

入所されている皆様が日々充実した生活をしていただける様、施設内職員研修はもちろん、外部研修にも参加し、努力いたしております。しかし、時として皆様方のお気に召さない態度、言葉使いがあるかと思われま。そのような時は、ご遠慮せず苦情相談窓口にお申し出下さい。

- (苦情窓口)   みず里 1階受付事務所     施設長 石原智嘉     事務長 伊藤恒男  
                          愛知県国民健康保険団体連合会苦情窓口  
                          TEL (052) 971-4165  
                          名古屋市介護保険課施設指導係  
                          TEL (052) 959-2592

## 8. その他運営についての留意事項

- (ア) 当施設は、職員の資質向上のために、研修の機会を確保します。全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者

を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じています。

(イ) 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

当施設は、提供するサービスの第三者評価は行っておりません。国の『介護サービス情報の公表制度』や名古屋市の『名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業』について実施しています。

(ウ) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人幸会とみず里の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

- ・この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。